

『TakumiMap サービス』利用規約

本規約は、株式会社匠技研（以下「当社」といいます。）が管理・運営する地理情報提供サービスである『TakumiMap サービス』（以下「本サービス」といいます。）の利用条件等について定めたものです。本規約は、本サービスをご利用になるお客様（以下「お客様」といいます。）すべてに適用されます。本サービスの利用がなされた場合、お客様は、本規約に同意したものとみなします。

第1条（本サービスの内容）

本サービスは、お客様が、当社所定の地理情報プログラム（以下「本プログラム」といいます。）を利用して地図や統計データ、検索情報等のデータその他の情報（以下「本データ」といい、本プログラムとあわせていうときは「本ソフト」と総称します。）を閲覧等することができるサービスです。

第2条（契約の成立時期）

1. お客様と当社間との本サービスに関する契約（以下「本契約」といいます。）は、お客様から当社に提出される当社所定の契約申込書（新規）（以下「注文書」といいます。）に対して、当社がお客様に対して当社所定の確認書（以下「確認書」といいます。）を提出した時点で成立するものとします。
2. 本契約は、本規約の内容並びに注文書及び確認書においてお客様及び当社間で合意した内容により構成されるものとします。

第3条（ID・パスワード等）

1. 当社は、お客様に対して、本契約成立後遅滞無く、本サービスの為に必要な、注文書に記載され、かつ、当社が確認書において承認した数のユーザーID及びパスワード（以下、両者を併せて「ユーザー情報」といいます。）を通知するものとし、確認書において定めた期間・方法で本プログラムを提供するものとします。
2. お客様は、本プログラムを使用した上で本サービスの提供を受けるものとし、本サービスの提供を受ける際には、当社所定の方法に従い、ユーザー情報を入力するものとします。

第4条（お客様の権利）

当社は、お客様に対して、以下の権利を許諾するものとします。

- （1）お客様がお持ちのパーソナルコンピュータ（以下「PC」といいます。）に、本プログラムをインストールすること。

- (2) 本プログラムを使用して本データを閲覧すること。
- (3) 本データ上で、CSV ファイル化したお客様の顧客情報等のデータ（以下「顧客データ」といいます。）をアイコン表示等で表現すること。
- (4) 本サービスに予め備えられた機能を用いて、本データから地図上の任意の地点の緯度及び経度を算出し、顧客データの一部に組み込むこと。
- (5) 本サービスに予め備えられた機能を用いて、前号により本データ上に表示された顧客データを表現した上で、又は単独で本データを印刷し、当該印刷物を使用すること。但し、当該印刷物の使用部署は、注文書及び確認書に記載の部署のみとします。
- (6) 本サービスに予め備えられた機能を用いて、お客様が本サービスの提供を受けるために本プログラムをインストールしている PC のキャッシュに、本契約の契約期間中本データを記録すること。

第5条（設備等）

1. お客様は、通信機器、ソフトウェア、その他これらに付随して必要となる全ての機器（以下「通信機器」といいます。）の準備、設置、接続および設定、回線利用契約の締結ならびにアクセスポイントへの接続、インターネット接続サービスへの加入、その他の本サービスを利用するために必要な準備を、自己の費用と責任において行うものとします。
2. お客様は、本サービスの対価とは別に本サービスの提供を受けるために必要なインターネットへのアクセス料を自己の費用と責任においてプロバイダ等に支払うものとします。
3. 当社は、お客様が本サービスを利用するにあたり使用する通信機器との互換性を確保するために、当社が本サービスを提供するために管理運営するサーバ（以下、「本サーバ」といいます。）を含む当社の管理する設備、システム又はソフトウェア（以下「通信設備」と総称します。）の改造、変更若しくは追加又は本サービスの提供方法の変更を実施する義務を負わないものとします。

第6条（了承事項）

お客様は、以下の事項を了承するものとします。

- (1) 本ソフトは、必ずしも正確かつ完全ではないこと。
- (2) 本ソフトは、必ずしもお客様の特定の使用目的や要求を全て満たすものではないこと。
- (3) 本データと現状との不一致は瑕疵ではないこと。
- (4) 本サービスの詳細な仕様等については当社の裁量によって変更される可能性があること。

第7条（著作権等）

本ソフト及び本サービスに関する全ての著作権、工業所有権その他の権利（これらの権利を受ける権利を含みます。）は、当社又は当社が許諾を受けた第三者に帰属します。

第8条（遵守事項）

お客様は、以下の事項を遵守するものとします。

- （1）本規約で明示的に許諾される場合を除き、本ソフトの一部でも複製、転記、抽出、加工、改変、送信その他の利用をしないこと。
- （2）有償無償及び譲渡、貸与、使用許諾、送信その他方法の如何を問わず、本ソフト（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含みます。）の一部でも第三者に使用又は利用させないこと。
- （3）ユーザー情報を第三者に開示若しくは漏洩又は利用若しくは使用させないこと。
- （4）本プログラムまたは本データのリバースエンジニアリング等の解析・分析を行わないこと。
- （5）本ソフトのレンタル、リース、又は貸与を行わないこと。

第9条（サービス料金）

1. 本サービス提供の対価（以下「サービス料金」といいます。）は、別紙にて当社が定める料金とし、お客様は、当社がこれを確認書において承諾したときにサービス料金が確定するものとします。
2. お客様は、注文書及び確認書に記載の方法により、サービス料金を支払うものとします。

第10条（秘密保持）

1. お客様は、本契約に関連して知り得た当社の技術上又は業務上の情報及びユーザー情報（以下「秘密情報」といいます。）を、本サービスの提供を受けるためにのみ使用し、当社の書面による事前承諾なく、第三者に開示・漏洩又は公表しないものとします。また、当社は、本契約の履行上知り得たお客様の技術上又は業務上の秘密情報を、本契約に定める義務の履行にのみ使用し、お客様の書面による事前承諾なく、第三者に開示・漏洩又は公表しないものとします。

但し、次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではないものとします。

- （1）自己の故意又は過失によらず公知となった情報
- （2）自己が秘密情報に依拠することなく独自に開発・作成した情報
- （3）自己が第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に入手した情報

(4) 官公庁、裁判所等の公的機関から、法令・命令・指示等により開示を要請された情報

2. お客様又は当社は、本契約の終了等により秘密情報の使用目的を達成した場合、秘密情報の使用の必要性が失われた場合、又は相手方からの要求があった場合には、直ちに当該秘密情報を含む資料その他物件及びそれらの複製・複写物を相手方に返還するものとします。なお、返還することが困難な媒体に記録された秘密情報については、当社とおお客様の協議によりその処分方法を決定し、当該処分が完了次第、その結果を相手方に書面にて報告するものとします。

第11条（契約の有効期間）

1. 本契約は、第2条第1項に基づき成立した日から、第9条第1項により選択されたサービス料金の対象期間が満了するまで有効とします。
2. 前項に定める契約の有効期間満了の1ヶ月前までに、特にお客様又は当社から、何らの意思表示もなされない場合は、サービス契約は同一条件にてサービス料金の対象期間と同一の期間に更新するものとし、以降も同様とします。

第12条（本サービスの中断等）

1. 当社は、通信設備の保守・点検を定期的に行う場合、事前にお客様に通知し、一時的に本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、事前にお客様に通知することなく、一時的に本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。
 - (1) 通信設備の保守・点検を緊急に行う場合
 - (2) 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 通信設備の障害等により、本サービスの提供ができなくなった場合
 - (4) 当社が、運用上又は技術上やむを得ず本サービスの一時中断が必要であると判断した場合
3. 第1項または第2項に該当し本サービスの提供が中断された場合であっても、本サービスの中断期間を有効期間に加算し又は対価を減額するものではないものとします。

第13条（責任）

1. 本サービスの利用は、お客様の責任において行われるものとします。
2. 本ソフト又は本サービスが第三者の知的財産権を侵害するとして、第三者が当社に対して、使用差止、損害賠償等の請求（訴訟を含む。以下「侵害訴訟」といいます。）をした場合には、当社は、侵害訴訟に関し必要と認めるときは、当社の判断により、次のいずれかの措置をとるものとします。

- (1) 本サービスの継続使用権の確保
- (2) 侵害回避の為の本ソフトの交換又は修正
3. 本ソフト又は本サービスが第三者の知的財産権を侵害するとして、第三者がお客様に対して、侵害訴訟をした場合において、これによりお客様に損害が生じたときは、お客様は、当社に対し、当社がお客様から過去12ヶ月間の間に受領したサービス料金の総額を上限として、お客様が直接蒙った現実且つ通常損害の賠償を請求できるものとします。但し、お客様が、侵害訴訟の発生を遅滞なく当社に通知すること、及びお客様が当該防御・解決に際して、事前に当社の同意を得ることを条件とします。
4. 本ソフト及び本サービスに関する当社の損害賠償責任は、本条に定めるものに限られるものとし、当社は、自己の責に帰すべからざる事由によるもののほか、以下の各号に定める事項に起因してお客様又は第三者が被った損害につき免責されるものとします。
 - (1) 本データと現状との不一致に起因する損害
 - (2) 第12条に定める本サービス提供の一時停止、中止、一時中断、不完全な提供等が発生したことに起因する損害
 - (3) 自己が合理的に管理し得ない事由に起因する損害

第14条（サービス契約の解約）

1. お客様が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。
 - (1) お客様がサービス契約に違反し、当社がかかる違反の是正を催告した後7日以内に当該違反が是正されない場合
 - (2) 注文書記載の住所、電子メールアドレス等のお客様の情報が事実と反する場合
 - (3) 手形又は小切手が不渡り処分を受けた場合その他支払停止状態になった場合
 - (4) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合（但し、期間を限定した一時的な営業の停止を除きます。）
 - (5) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 破産、会社整理、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続の申立を受け、又は自らこれらを申立てた場合、あるいは信用状態に重大な不安が生じた場合
 - (7) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をした場合
 - (8) 前各号の1が発生するおそれがある場合
2. 前項により本契約が解約になった場合であっても、既に発生しているお客様の対価の支払義務は有効に存続するものとします。
3. お客様は、理由の如何を問わず支払済みの対価の返還を求めることはできないものとします。

第15条（契約終了の効果）

1. お客様は、本契約が期間満了又は解約により終了になった場合は、お客様の占有下にある本ソフト（これらの複製物を含みます。）を消去又は破棄するものとします。
2. 本契約が終了になった場合も、第6条、第10条、第13条、第15条、第18条及び第19条の各規定はサービス契約終了後2年間存続するものとします。

第16条（本規約の改訂）

本規約は、当社の裁量により、事前にお客様に通知されることなく、改訂されることがあります。

第17条（権利譲渡等の禁止）

お客様は、サービス契約に基づく自己の権利・義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは承継させ、売買、名義変更、質権その他の担保に供する等の行為をしてはならないものとします。

第18条（準拠法）

本規約及びサービス契約に定めなき事項ならびに本規約及びサービス契約の効力・履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第19条（紛争の解決）

本規約及びサービス契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第20条（協議）

本規約及びサービス契約に定めなき事項又は本規約及びサービス契約の解釈に疑義が生じたときは、当社及びお客様は、信義誠実の原則に則り、協議するものとします。

以上